

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第172号損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第197号損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第348号損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第509号損害賠償請求事件

原告 人江須美 外25名

被告 西予市 外2名

西予市準備書面(4)

令和3年6月2日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告西予市代理人弁護士 松本



原告らの主張と被告西予市の認否反論

1、原告らは避難指示の伝達について、

(1)、西予市は市民に対し、正確かつ十分に避難指示を出すべきであったのに、それを怠っていた。消防団員に伝えただけでは不十分である。消防団員に伝えただけでは、市民に切迫した危険性にかかる情報を伝達していないことになる。現に消防団員から避難指示が出ていることを伝えられても直ちに避難しなかった市民が多かった。

(2)、西予市は、放流の開始時期や放流量に関する基本的な情報を知らせていなかった。

(3)、西予市は、浸水の地域や程度を適切に伝えていなかった。屋内の高いところに避難すればよいと放送した、
という。

2、西予市の認否

(1)、上記原告らの主張は全て争う。

(2)、要するに、原告らのいわんとしていることは、西予市の野村地区住民に対する避難指示に過失があったといわんとしているものと解する。しかし、西予市は、住民に対し、

①、防災行政無線放送により、

午前5時10分

午前5時35分

午前6時01分

の3回にわたり、ダムの放流により氾濫するおそれがある水位に達したので避難指示を発令した。「直ちに避難を開始して下さい」「避難が危険な場合は、近くの安全な場所か屋内の高いところへ避難して下さい」という旨を放送した。

②、消防団員を各戸に戸別訪問させ、「ダムの放流により大量の水が流れてくる。危険だから直ちに避難して下さい」と伝えさせ、避難出来そうでない人には避難を手伝うと伝えてまわらせている。

要するに、西予市は緊急に避難しなければならない旨を、放送或は消防団員を通じて知らせているのである。消防団員全員にライフジャケットを配備し、殆どの者がこれを着用していたが、視覚的にも水の危険性を覚知させており、住民は、その姿でわざわざこうしてまわってくるのだから、よほど危険が差し迫ってきていることを覚知出来たのであった。それ故に、戸別訪問した地域の人口1922人のうち避難せず孤立した人は僅か34人でしかなかった。いいかえると約98%の人が避難していたのである。

③、原告らは、この防災行政無線放送の初めの音が悠長であったというが、それは多くの人々が注意して聞くように聴取の導人のためであり、その放送内容こそ大切なことなのである。そして、西予市は念のために聞き漏

らしがないように、5時10分、5時35分、6時01分と短時間の間に3回も放送している。これら一連の事実によっても、住民は差し迫った洪水の危険性を認識したものと思料出来る。その他、その頃の町内には、ダム管理所の放流サイレンの吹鳴や巡回消防車による避難誘導の音声は、ダム管理所の放流サイレンの吹鳴や巡回消防車による避難誘導の音声が鳴り響いており、その上、消防団員の戸別訪問を受けたのであるから、誰しも異常事態が迫っていると感得出来たであろう。

尚、消防団員の戸別訪問は、全戸訪問しており、それが完了したのは午前6時34分であった。

- ④、これに対し、原告らは、水位上昇の事実がないのに危険な状態になったと誤った放送をして市民を混乱させたとか、消防団員も放流の開始時刻や放流量に関する情報のなかったこと及び異常洪水時防災操作（緊急放流のことと解する）によって急激に水量が増えることも知らされていなかったため市民に危険性を適切に伝えられなかったという。
- ⑤、しかし、水位上昇の事実がなかったというが、緊急に放流されることは既に国から知らされており、その事態が直ぐに到来することが予測出来るので、直ぐ避難するよう伝えることは決して間違いではない。市民がその放送によって混乱した事実はない。又、消防団員は必ずしも放流時刻を明確に伝えていなくても今迄にない大量の放流がなされ、危険だから直ぐ（直ちに）避難するようにと一戸毎に伝えてまわった事実は間違いなく、それにより市民の殆どが避難（避難先は避難所、高い所に住む友人知人宅、或は高い建物所有者方）したことは紛れもない事実であり、孤立した市民は戸別訪問した地域の人口1922人中34人でしかなかった実績があるので、放流時刻は明らかでなくても、直ちに避難して下さいと言ってまわったことにより、危険性、切迫性が十分伝達されていることが分かるのである。
- ⑥、尚、切迫性については、市民が覚知していた。だから殆どの者が避難したのである。ただ、上記34名の方は、それはまさか避難までしなく

てもいいだろうと、勝手に甘い予想をしていたからではないかと思われるのである。どんなに事前に正確に避難情報を伝えても、人間はその人なりに感じたり考えたりして、指示に従わない者は出るものであり、それは誤差であるとなろう。その誤差が生じたからといって西予市に過失があったというのは酷である。

⑦、次に、原告らは、分団長のインタビューとして、避難指示という言葉だけでは不十分であり、家に水が入ってくる状況下でも家にとどまろうとする者がいたのは、浸水の地域や程度を適切に伝えていなかったためであるという。そして、屋内の高い所に避難すればよいという防災行政無線放送の内容を誤信したからであるという。だがこの主張は間違っていない。なぜなら、屋内の高い所へ避難するのは浸水の地域や程度を伝達しなかったからの誤信ではない。放送内容は、「避難所等への避難が出来なくなった時は、やむなく最後の手段として屋内の高い所へ避難して下さい」と放送したのであった。原告らの受取り方は正しくない。その放送内容に西予市の誤りはない。

⑧、更に、原告らは、家屋内が浸水する状況下で、家に留まろうとする者がいたのは、浸水地域や程度を適切に伝えられていなかったためであるという。

しかし、この浸水の地域や程度を知らずには、ハザードマップを作成していなければ分からなかった。この作成は河川管理者の浸水想定区域図の作成がなければ出来ない（愛媛新聞2020. 5. 9 4頁）。

この浸水想定区域図がないため、西予市はまだこれを作成していなかったために浸水地域や程度も伝えられなかったのであり、伝えられなかったことに西予市に格別の過失があったとはいえないであろう。

3、**大森夫** 場合について

大森大妻 死亡について、西予市に過失がない理由については、既に詳し

く述べているところであり、ここでは再説しない。ただ、**大森大志**は今迄に家が浸水する経験はなく、その住居が肱川の河川敷より更に高く、特に河川**大森**との間には**大森**側が高くなっており、自動車も通れる巾の立派な道路が存在し、水が流れてきてもその道が遮断するであろうと安心していただのではなかろうかと推察され、消防団員の避難指示に避難すると返事したものの、自分の都合のいい判断や、状況を過少評価していたため避難が遅れたのではないかと推察する。それ以外に避難しなかった理由が見当たらないのである。

4、**入江善彦**の場合

(1)、西予市所属の消防団員が**入江善彦**を訪問したのは、7月7日の午前5時40分頃であった。そこには**妻の原告入江須美氏**や**長男の原告入江伊輔氏**もいたというが、それについては西予市は不知。

(2)、消防団員が訪問した時には、**善彦**がいて新聞を読んでいた。そこ**善彦**がいたと分からなかったので、**善彦**と、大量のダムの放流水がくるから危険である。直ちに野村中学校に避難するように告げた。いいかえると放流により大量の水が流れてくるから危険なので直ちに避難するように指示したのであった。避難指示が出ていると消防団員が伝えただけだったということはない。それならわざわざ戸別訪問する必要はない。防災行政無線放送だけで事足りる。戸別訪問は危険だから直ぐ避難するよう強く指示するためにとった避難対策行為であったのだから必ず直ぐ避難するように指示していた。これを聞いた**善彦**から、直ぐ避難すると言われたかどうか消防団員の記憶も定かではないが、直ぐに避難しないという否定の返事はなかった。そんな返事をしたのなら、いつ避難するのかというところだが、そのように言った記憶もない。避難しない、又は出来ないと言えば、手助けして避難所へ連れていくように言われていたのである。避難すると言ったので安心して次の家に向かったのであった。

(3)、原告の俊輔氏が、肱川の水位の高さを見ていたという。たいては水位は上がっていなかったという。それなら原告は、といつどういう理由で別々に行動をしたのか。その時の水位はどの位になっていたというのか。何故、被告の善彦氏一人だけ車に乗って出ていったのかなど不明である。具体的に被害を受けた状態が不明である。特に、被告が車に乗り込んで進行していた時、両名は避難していたのか否か、避難は防災行政無線放送を聞いてなのか、消防団の訪問した時の言葉を被告から聞いて避難したのか不明である。どうして被告はいたのなら一緒に避難しなかったのか理解出来ない。危険だと思ったのは何時頃の事で、何を見てそう判断したのか。どうして被告と一緒に避難しなかったのか。それとも防災放送も戸別訪問も知らなかったが、感覚的に危険だと思い避難したのか、それはいつか、何処へ逃げたのか等が分からないと西予市の過失がどこにあるか分からないのではなかろうか。又被告は、最後まで被告にも危険だから直ぐ逃げよと消防団から指示されたと言っていないのだろうか、その点も不明である。

(4)、2021. 3. 13付愛媛新聞によると、愛大防災情報研究センター森脇亮センター長が、人は経験したことの無い状況を前にすると、「まだ大丈夫」と言い聞かせてしまうと言っている。被告も含め被告、その他亡くなった人達も「まだ大丈夫」と思って逃げるのが遅れてしまったのではないかと思えるのである。もしそういうものなら、西予市が防災行政無線放送や消防団員の戸別訪問で大量の水がダムから流れてくるので、危険だから直ぐ避難するようにと余裕をもって伝言しても、それを聞いた人が「大丈夫」と正常性バイアスにあって危険性を認識しなかった場合、それに対しても西予市に責任があったとはいえないのではないか。

5、西予市の避難指示に係る不作為について

西予市は、原告らの上記主張を争う。

- (1)、西予市は、防災行政無線のみでは伝えきれないこともあるかと考慮して、消防団に戸別訪問をさせ、「今すぐに避難が必要である」ことを住民に伝えさせた。その戸別訪問中に放流量が急激に増えるという情報が入ったが、消防団は既に避難指示活動中であり、その情報を提供する余裕がなかったので伝えていない。しかし、住民に伝えるべき最も大切な核心は、大量の水が流されてくるので今すぐ直ちに避難が必要だから避難せよということであるので、そう伝言させた。これが本来とられるべき情報であり、市は住民にその提供をしている。その情報を伝えられたために住民の98%は避難しているのである。
- (2)、尚、西予市が7月7日の早朝にダム放流の性質や仕組みまでも住民に伝えることは時間的にも不可能であった。必要なことは住民が避難行動を起こすために何を知ればいいのかという本質を考え「異常洪水時防災操作」という言葉でなく「これまでにない大量の水が流される。直ちに避難して下さい」と表現した伝言にしたものであった。この表現による情報の伝達を受けた住民の多くがそれぞれに避難行動をとったのであって、西予市の消防団員の協力もとの避難指示は大変有効であったと思料している。

西予市災害対策本部は、水害防止のために刻々と変化するダムからの情報に対して、被害想定を大きく見積もり対策を考えた。消防団を招集して指示を与えた時点では、河川付近の住宅に床下浸水が予想される程度のダム放流量の予想であったが、これを大きく見積もり、野村地区中心部全てを呼びかけ範囲として指示していた。

6時08分に放流予定が変更され、被害の範囲が広がったが、その範囲は消防団の呼びかけ範囲の中であり、大きく見積もったことが奏功したのである。

6、被告西予市の責任の本質

原告らの特に西予市は緊急放流の危険性を看過し、放流情報を適切に入

手し把握することに努めず、差し迫った危険情報を消防団員に伝えていなかった。そのため団員が住民に伝えられた情報が不十分であったため、切迫感をもたず、多くの住民が避難行動をとることが出来なかったとするくぐり強く否認する。

西予市は、多くの市民が避難行動をとっている中で、一部の住民のみ避難していなかったのであり、事実の把握が全然異なっている。6時08分のダムからのホットラインまで1750 m³/Sもの放流量があることを把握する方法がないのに、それ以前から活動している消防団に対して、適切な避難指示をすべき義務を怠ったといえるであろうか、そうはいえないであろう。

市に過失はないといわざるをえない。